

平成30年11月22日 東北運輸局法令試験問題

(各都市共通)

(注釈)

試験問題中「個人タクシー事業」等の語句の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- ・ 「個人タクシー事業」… 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）
- ・ 「事業者」… 一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシー）
- ・ 「タクシー」… 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車

問1. 次の法令等の（ ）にあてはまる適切な語句を下欄から選んで、解答欄にその記号を記入して下さい。

道路運送法第25条（運転者の制限）

- 1 一般旅客自動車運送事業者は、（ ① ）、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が（ ② ）の運送を目的としない場合は、この限りでない。

道路運送法施行規則第12条（運送約款の記載事項）

法第十一条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業の運送約款に定める事項は、次のとおりとする。

- 1 事業の種別
- 2 運賃及び料金の收受又は（ ③ ）に関する事項
- 3 運送の（ ④ ）に関する事項
- 4 運送責任の始期及び終期
- 5 免責に関する事項
- 6 （ ⑤ ）に関する事項
- 7 その他運送約款の内容として必要な事項

| | | | |
|------|--------|--------|-------|
| ア 責任 | イ 旅客 | ウ サービス | エ 運転者 |
| オ 年齢 | カ 引受け | キ 弁明 | ク 払戻し |
| ケ 安全 | コ 貨物 | サ 安全 | シ 財産 |
| ス 緊急 | セ 損害賠償 | ソ 事業者 | |

問2. 次の記述のうち、適切なもの正しいものには○を、適切でないもの誤っているものには×を、解答欄に記入して下さい。

1. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいいます。
2. 道路運送法では、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業の2種類の事業が一般旅客自動車運送事業であって、それら以外の事業は特定旅客自動車運送事業であるとされています。
3. 個人タクシー事業を営むためには、道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。
4. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していない者であっても、個人タクシー事業の許可を受けることができます。
5. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金について設定又は変更しようとする場合は、あらかじめ届け出なければなりません。
6. 個人タクシー事業者が、営業区域内の他の場所に転居することになりました。この場合、運送約款の変更の手続きが必要です。
7. 営業区域外から乗車した旅客の着地が営業区域外である場合、事業者の営業区域を通過していても道路運送法違反になります。
8. 個人タクシー事業者が一個の契約において、営業区域外で乗車した3人の旅客のうち、1人を営業区域内で下車させ、残りの2人を営業区域外の別々の場所で下車させる運送行為は、道路運送法違反になります。
9. 道路運送法では、一般旅客自動車運送事業者に対し、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないことが規定されています。
10. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、譲渡譲受契約があっても認可を受けなければその効力を生じません。

11. 道路運送法の規定では、許可に付された条件又は期限は変更することができないとされています。
12. 個人タクシー事業者が営業所で運送契約を結ぶことは道路運送法の規定により禁止されています。
13. 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、主たる事務所及び営業所の名称及び位置についても記載することになっています。
14. 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請書の事業計画には、営業区域等について記載することになっていますが、自動車車庫の位置及び収容能力については記載する必要はありません。
15. 一般旅客自動車運送事業の運送約款には、損害賠償に関する事項のほか、交通事故に係る損害賠償限度額及び補償支払の損害保険会社等についても定めなければなりません。
16. 事業の廃止をするときは、道路運送法に規定する手続きが必要ですが、この際、提出する届出書には「廃止する理由」を記載する必要があります。
17. 乗車する時には気が付かない場合であっても、運送の途中に旅客が危険物（旅客自動車運送事業運輸規則で規定されているもの）を携帯していることが判明したときは、その時点で当該旅客に対し運送の継続を拒絶することができます。
18. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示しても従わない場合、当該旅客に対し運送の継続を拒絶することができます。
19. 乗務記録には、乗務した事業用自動車の走行距離も記録しなければなりません。
20. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができる時、又は旅客の運送を容易に継続することができる時は、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することができます。

21. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、坂路において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させなければなりません。
22. 事業報告書及び輸送実績報告書の提出期限は、事業者が決定し、これを運送約款に定めなければなりません。
23. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両）内では、旅客は喫煙を差し控えてもらう旨が規定されています。
24. 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日までの間に、旅客自動車運送事業等報告規則に基づく事業報告書を提出していない場合、個人タクシー事業の更新後の許可期限は1年後とされます。
25. 平成14年2月1日以降に個人タクシー事業の許可又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた事業者が許可期限を更新した場合、その許可期限日は、事業者の満75歳の誕生日以降の日となることはありません。
26. 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃の種類は、距離制運賃、時間制運賃、定額運賃とされています。
27. タクシー事業に係る料金のうち、待料金、迎車回送料金、サービス指定予約料金以外のその他の料金は、不当な差別的取扱いをするものでなく、かつ、旅客が利用することを困難にするおそれがないものである場合に設定できます。
28. 道路運送車両法は、自動車の整備についての技術の向上を図ることを目的の一つとしています。
29. 自動車の使用の本拠の位置に変更があった場合、道路運送車両法の規定に基づきその事由があった日から15日以内に変更登録の申請をしなければなりません。
30. 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書については、事故に対する弁明書を添付することになっています。
31. 自動車事故報告規則に規定する自動車事故報告書の事故の種類区分における「踏切」とは、当該自動車が踏切において、自動車と衝突し、又は接触したときをいいます。

32. 個人タクシー事業者は、業務中にかじ取装置、制動装置、シャシばね等の破損又は脱落により、自動車が運行できなくなった場合、死傷者が生じていなければ自動車事故報告書を提出する必要はありません。
33. 自動車の所有者の変更の場合、道路運送車両法の規定に基づきその事由があった日から20日以内に変更登録の申請をしなければなりません。
34. 個人タクシー事業者が、登録実施機関から個人タクシー事業者乗務証の交付を受ける場合、申請を行う必要はありません。
35. 個人タクシー事業者は、事業者乗務証を他人に譲り渡すことはできませんが、貸与することはよいことになっています。

氏名 _____

平成30年11月22日実施 東北運輸局（各都市共通）

法令試験問題

解答用紙

問1

| | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|
| ① | | ② | | ③ | | ④ | | ⑤ | |
|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|

問2

| | | | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 | |
| 6 | | 7 | | 8 | | 9 | | 10 | |
| 11 | | 12 | | 13 | | 14 | | 15 | |
| 16 | | 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
| 21 | | 22 | | 23 | | 24 | | 25 | |
| 26 | | 27 | | 28 | | 29 | | 30 | |
| 31 | | 32 | | 33 | | 34 | | 35 | |

平成30年11月22日実施 東北運輸局（各都市共通）

法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

問1

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | オ | ② | イ | ③ | ク | ④ | カ | ⑤ | セ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

問2

| | | | | | | | | | |
|----|-----------|----|-------------|----|-------------|----|-----------|----|-----------|
| 1 | × 運2 | 2 | × 運3 | 3 | ○ 運4 | 4 | × 運7 | 5 | ○ 運9-3 |
| 6 | × 運11 | 7 | ○ 運20 | 8 | ○ 運20 | 9 | ○ 運22 | 10 | ○ 運36 |
| 11 | × 運86 | 12 | × 規定なし | 13 | ○ 運施4 | 14 | × 運施4 | 15 | × 運施12 |
| 16 | ○ 運施25 | 17 | ○ 輸13+52 | 18 | ○ 輸13+49 | 19 | ○ 輸25 | 20 | ○ 輸43 |
| 21 | ○ 輸50 | 22 | × 報告 | 23 | ○ 約款4-2 | 24 | ○ 期限更新 | 25 | ○ 期限更新 |
| 26 | ○ 運賃制度 | 27 | ○ 運賃制度 | 28 | ○ 車1 | 29 | ○ 車12 | 30 | × 事故 |
| 31 | × 事故 | 32 | × 事故 | 33 | × 車12+13 | 34 | × 特46 | 35 | × 特施34 |

問1の16と34は新型設問と思慮されます。

問2において、項数・号数がアラビア数字で記載されていますが原文通りです。